

広島県告示第七百五十一号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、令和五年四月二十七日付けで、次のとおり特定地域づくりを行う事業協同組合を認定した。

令和五年五月十一日

広島県知事 湯崎英彦

一 名称

あきおおた未来創造協同組合

二 住所

山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地一

三 代表者の氏名

川本 泰生

四 特定地域づくり事業を行う事務所の名称

あきおおた未来創造協同組合事務所

五 特定地域づくり事業を行う事務所の所在地

山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地一

六 地区

山県郡安芸太田町

七 事業

- 1 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- 2 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

- 3 組合員の福利厚生に関する事業
- 4 前各号の事業に附帯する事業

八 有効期間の満了の日

令和十五年四月二十六日